工　事　設　計　書

令和８年度 一般会計	款	土木費	項	道路橋りょう費	目	道路新設改良費	節	工事請負費
施工（実施）箇所	調布市染地2丁目51番地先から染地3丁目1番地先まで				工事（委託）番号	第	22	号

令和8年度武蔵野の路（二子・是政コース）拡幅工事その4

総　工　費　　￥　　－

	工　事　価　格	￥	－－
内訳	消費税相当額	￥	－－
	総　　工　　費	￥	－－

工期（実施期間）　令和　9　年　3　月　19　日

調　布　市

施工（実施）理由	本工事は、武蔵野の路の通行環境の改善を図るため実施するものです。

設計説明	工　事　内　容
	令和8年度武蔵野の路（二子・是政コース）拡幅工事その4
	撤去工　舗装版切断　907.0m、舗装版破砕　45㎡
	土砂等運搬　殻運搬（アスコン塊）　2㎥、濁水運搬工　1回、土砂等運搬　（土砂）140㎥　（玉石）8㎥　（雑草混じり土）120㎥
	建設廃材処理　建設廃材処理費（アスコン塊）　2㎥、（濁水）1.18㎥
	発生土処理費（指定処分B）140㎥、（指定処分B　玉石）　8㎥、（泥土、ヘドロ等雑草混じり土）　120㎥
	土工　掘削　130㎥　スチールエッジ工　881.84m　集草　907㎡
	舗装工　表層（歩道部）　866㎡、上層路盤（歩道部）　866㎡、乳剤系カラー舗装　3427㎡
	仮設工　交通誘導警備員費　252人日
	路面標示工　ピクトサインシール（距離表示）　10箇所、溶融式区画線設置工（白実線幅15cm）　231.7m
	クラック補修工　414m、区画線消去工　340m、区画線跡補修工　1式

図 面 目 次

図 面 番 号	図 面 名 称	縮 尺	枚 数
1	図面目次・案内図	1:20000(1:10000)	1
2～4	平面図	1:1000(1:500)	3
5	標準断面図・構造図	1:1000(1:500)	1
6	構造図	1:200(1:100)	1

案 内 図 縮尺 1:20000(1:10000)

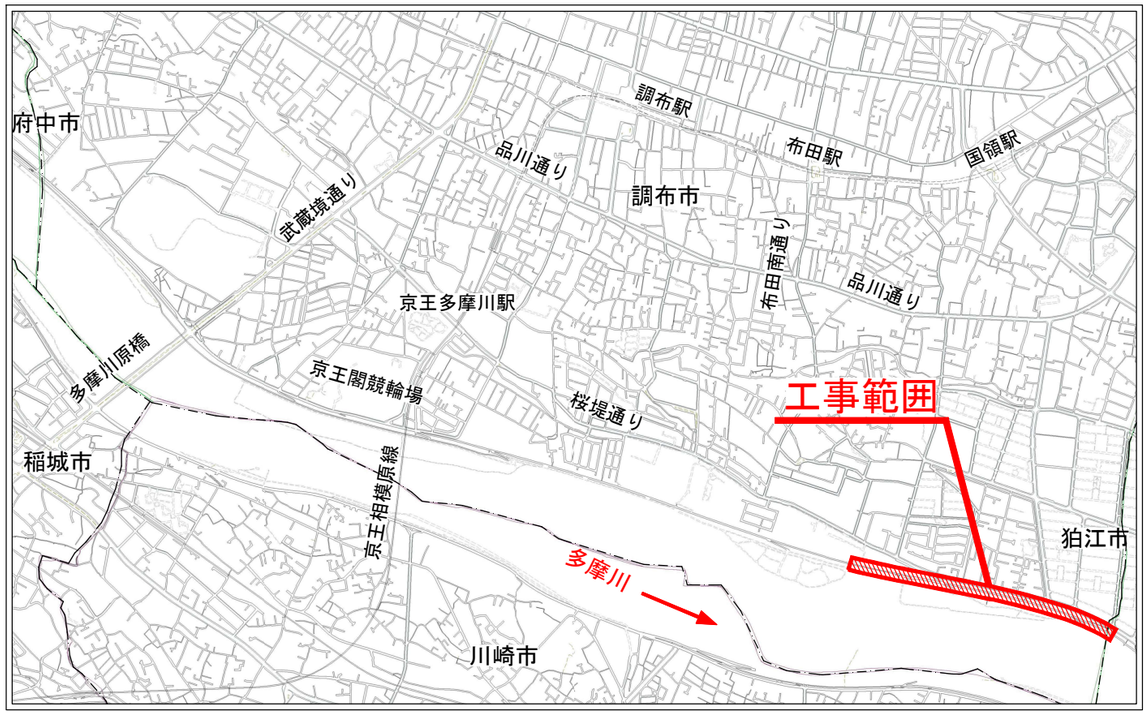

路線(河川)名	武蔵野の路(二子・是政コース)
工 事 件 名	令和８年度武蔵野の路(二子・是政コース)拡幅工事
工事箇所又は橋名	調布市染地2丁目51番地先から染地3丁目1番地先まで
図 面 名 称	案 内 図 図 面 目 次
縮 尺	1:20000 (1:10000) ただし、()はA1判に拡大時
図面番号	1 / 6
作成年月日	令和 8 年 6 月 日
調布市 都市整備部 道路管理課	

[工事件名]　令和８年度武蔵野の路（二子・是政コース）拡幅工事その４

工　事　費　総　括　書

種　別　内　訳	内容(数量)	金　額 円	摘　要
直接工事費 武蔵野の路（二子・是政コース）拡幅工事	一　式		
【直接工事費計】			
共通仮設費計	一　式		
【純工事費計】			
現場管理費	一　式		
【工事原価計】			
一般管理費等	一　式		
【工事費計】			
【工事価格計】			
消費税及び地方消費税の額	一　式		
【請負目途額計】			

調　　布　　市

実施細目様式－４

[工事件名]　令和８年度武蔵野の路（二子・是政コース）拡幅工事その４

工　事　総　括　書

[事業区分名]

工事区分・工種・種別	内容（数量）	金額　円	摘要
武蔵野の路（二子・是政コース）拡幅工事			
道路改良	一　式		
道路土工	一　式		
撤去工	一　式		第　１号表内訳のとおり
土工	一　式		第　２号表内訳のとおり
舗装工	一　式		第　３号表内訳のとおり
仮設工	一　式		
仮設工	一　式		第　４号表内訳のとおり
路面標示工	一　式		
路面標示工	一　式		第　５号表内訳のとおり
直接工事費計			
共通仮設費（率分）	一　式		第　６号表内訳のとおり
共通仮設費計			
純工事費計			
現場管理費			
工事原価計			
一般管理費等			
工事費計			
工事価格			
消費税及び地方消費税の額			
請負目途額			

実施細目様式－４の２

[工事名] 武蔵野の路（二子・是政コース）拡幅工事

第　１号

種　別　内　訳　書

種　別・細　別・内　訳	形　状・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額 円	摘　要
撤去工						
撤去工						
舗装版切断	As舗装版 15cm以下	907	m			
舗装版破砕	As舗装版 15cm以下 積込有	45	m2			
土砂等運搬						
殻運搬（歩道　アスコン塊　4t車）	片道8.0km以下	2	m3			
濁水運搬	片道運搬距離7.5km	1	回			
土砂等運搬（4t）	土砂 片道3.0km以下	140	m3			
土砂等運搬	玉石 片道3.0km以下	8	m3			
土砂等運搬	雑草混じり土	120	m3			
建設廃材処理						
建設廃材処理費（アスコン塊　2t）		2	m3			
建設廃材処理費　舗装版切断に伴う濁水		1.18	m3			
発生土処理費	指定処分（Ｂ）	140	m3			

実施細目様式－４の２

[工事名] 武蔵野の路（二子・是政コース）拡幅工事

第　１号

種　別　内　訳　書

種　別・細　別・内　訳	形　状・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額　円	摘　要
発生土処理費	指定処分（B）	8	m3			
建設廃材処理費　泥土、ヘドロ等	雑草混じり土	120	m3			

調　　布　　市

実施細目様式－４の２

[工事名] 武蔵野の路（二子・是政コース）拡幅工事

第　２号

種　別　内　訳　書

種　別・細　別・内　訳	形　状・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額 円	摘　要
土工						
土工						
掘削	土砂	120	m3			
スチールエッジ工	H=0.15m L=2.0m	882	m			
集草		907	m2			

実施細目様式－４の２

[工事名] 武蔵野の路（二子・是政コース）拡幅工事

第　３号

種　別　内　訳　書

種　別・細　別・内　訳	形　状・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額　円	摘　要
舗装工						
舗装（5センチ）						
表層（歩道部）	再生密粒度MF 平均仕上厚５０mm	866	m2			
上層路盤（歩道部）	RM-40 全仕上厚１００mm 1層施工	866	m2			
歩道舗装（カラー舗装）						
アスファルト乳剤系カラー舗装		3,427	㎡			

調　布　市

実施細目様式－４の２

[工事名] 武蔵野の路（二子・是政コース）拡幅工事

第　４号

種　別　内　訳　書

種　別・細　別・内　訳	形　状・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額　円	摘　要
仮設工						
仮設工						
交通誘導警備員費	交通誘導警備員Ｂ	252	人日			

調　　布　　市

実施細目様式－４の２

[工事名] 武蔵野の路（二子・是政コース）拡幅工事

第　５号

種　別　内　訳　書

種　別・細　別・内　訳	形　状・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額 円	摘　要
路面標示工						
路面標示シール						
ピクトサインシール	距離標示	10	箇所			
区画線工						
溶融式区画線設置工(機･労･材)(昼間)	白 矢印記号文字 幅15cm換算 1.5㎜	231.7	m			
区画線消去						
区画線消去工（昼間）	削取り式	242.7	m			
クラック補修工						
クラック補修工	カラー舗装清掃工を含む	340	m			
区画線跡の補修工						
区画線跡の補修工	スーパーサーフトリートS工法	1	式			

調　布　市

実施細目様式－４の２

[工事名] 武蔵野の路（二子・是政コース）拡幅工事

第　６号

種　別　内　訳　書

種　別・細　別・内　訳	形　状・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額　円	摘　要
共通仮設費（率分）						
共通仮設費（率分）		1.0	式			

調　　布　　市

[工事名] 武蔵野の路（二子・是政コース）拡幅工事

材　　料　　品　　調　　書

品　　名	形状・寸法・規格	数　　量	単　位	摘　　要
再生粒度調整砕石	ＲＭ－４０	110	m3	
石油アスファルト乳剤	プライムコート用（各種）	1,090.73	l	
ガラスビーズ		7	kg	
路面標示用塗料(JIS K 5665 3種1号)	溶融 ガラスビーズ含有量15～18% 白 比重2	158	kg	
接着用プライマー 区画線用	色－ 比重０．９	7	kg	
アスファルト乳剤系カラー舗装		5,398	kg	
プライマー		240	kg	
道路距離標示ステッカー	20センチ×55センチ	10	枚	
舗装用見切材		882	m	
加熱型クラック注入材		199	kg	
SSTゾール	特殊乳剤	11	缶	
SSTサンド	特殊骨材	11	袋	
速乾性プライマー		11	kg	
SST硬化材	特殊硬化材	1	袋	

調　　布　　市

[工事名] 武蔵野の路（二子・是政コース）拡幅工事

材　料　品　調　書（処分費等）

品　　名	形状・寸法・規格	数　　量	単　位	摘　　要
受入料金	発生土［指定処分（B）］	140	m3	処分費等
受入料金	発生土［指定処分（B）］	8	m3	処分費等
受入料金	泥土、ヘドロ等	120	m3	処分費等
受入料金	アスコン，切削廃材	2	m3	処分費等

調　　布　　市

平　面　図（1/3）　縮尺 1:1000(1:500)

工事始点(BP)
No.34+50.00

施工延長　L=0.90km

舗装工	①アスファルト舗装工（15型）A=866.1㎡	②ｱｽﾌｧﾙﾄ乳剤系カラー舗装工(赤) A=3427.4㎡	
	③クラック補修工　L=340m	④カラー舗装清掃工　一式	
区画線工	⑤ピクトサイン(シール式)距離表示(0.0km～0.9km) N=10箇所		
	⑥白色文字記号15cm換算「ゆっくり走ろう」N=2箇所	⑦白色文字記号15cm換算「自転車スピード落せ」N=1箇所	⑧白色文字記号15cm換算「歩行者優先」N=1箇所
	⑨白色文字記号15cm換算「歩行者に注意」N=3箇所	⑩区画線(既設)消去工 L=242.7m	⑪区画線跡消去工 一式
	⑫舗装切断工（As　t=15cm以下）L=907.0m	⑬ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装撤去工　A=45.3㎡	
	⑭スチールエッジ設置工　L=881.84m		

舗装切断工(As t=15cm以下)
舗装片端部(No.34+50～No.43+57.03) L=907.03m
舗装撤去工 片端部(No.34+50～No.43+57.03) L=907.03m
A=907.03×0.05=45.35㎡

スチールエッジ設置工　L=907.03-14.72-7.27-3.2=881.84m

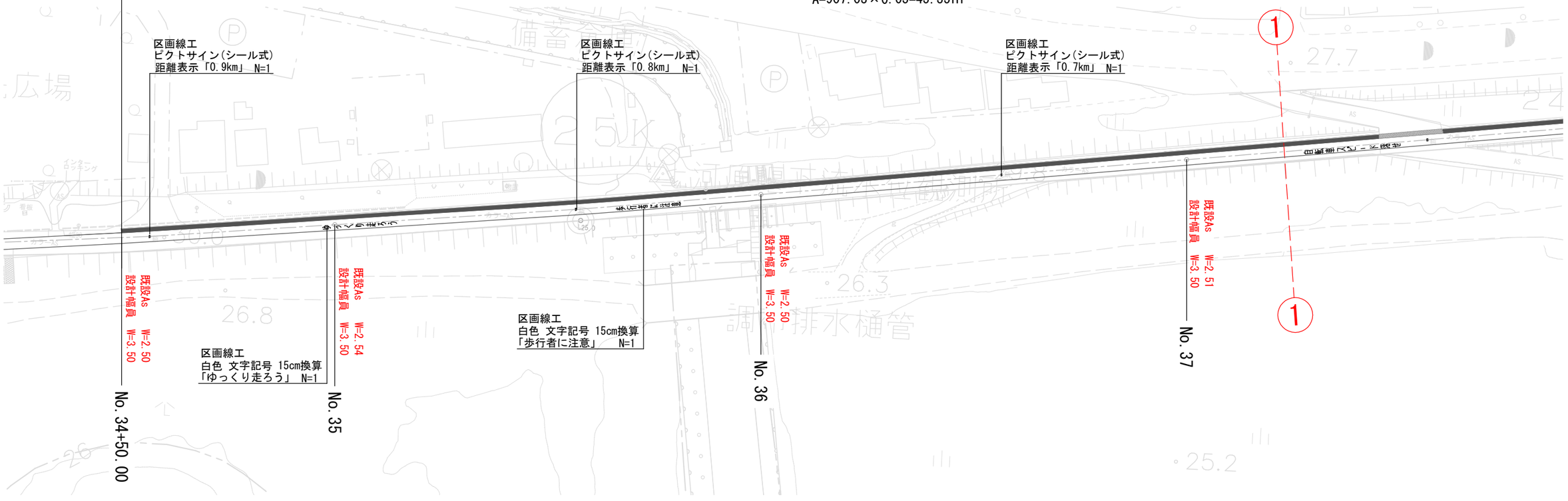

番号	工　種　名	凡　例	形 状・寸 法	単 位	数 量	摘 要
①	アスファルト舗装工		15型	㎡	866.1	
②	ｱｽﾌｧﾙﾄ乳剤系カラー舗装工		赤色，全面	㎡	3427.4	
③	クラック補修工			m	340	
④	カラー舗装清掃工			式	1.0	
⑤	区画線工	0.9Km	ピクトサイン(シール式) 距離表示0.0km～0.9km	箇所	10.0	
⑥	区画線工	ゆっくり走ろう	白色文字記号15cm換算 「ゆっくり走ろう」	箇所	2.0	
⑦	区画線工	自転車スピード落せ	白色文字記号15cm換算 「自転車スピード落せ」	箇所	1.0	
⑧	区画線工	歩行者優先	白色文字記号15cm換算 「歩行者優先」	箇所	1.0	
⑨	区画線工	歩行者に注意	白色文字記号15cm換算 「歩行者に注意」	箇所	3.0	
⑩	区画線(既設)消去工			m	242.7	
⑪	区画線跡消去工			式	1.0	
⑫	舗装切断工		ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装　t=15cm以下	m	907.0	
⑬	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装撤去工		t=5cm	㎡	45.3	
⑭	スチールエッジ設置工		t=15cm	m	881.84	

※クラック補修工は、監督員と協議のうえ決定する。

路線(河川)名	武蔵野の路(二子・是政コース)
工事件名	令和８年度武蔵野の路(二子・是政コース)拡幅工事
工事箇所又は橋名	調布市染地2丁目51番地先から染地3丁目1番地先まで
図面名称	平 面 図 (1/3)
縮尺	1:1000 (1:500)　ただし、()はA1判に拡大時
作成年月日	令和 8 年 6 月 日
調布市　都市整備部　道路管理課	
図面番号	2/6

平　面　図（2/3）　縮尺 1:1000(1:500)

施工延長　L=0.90km

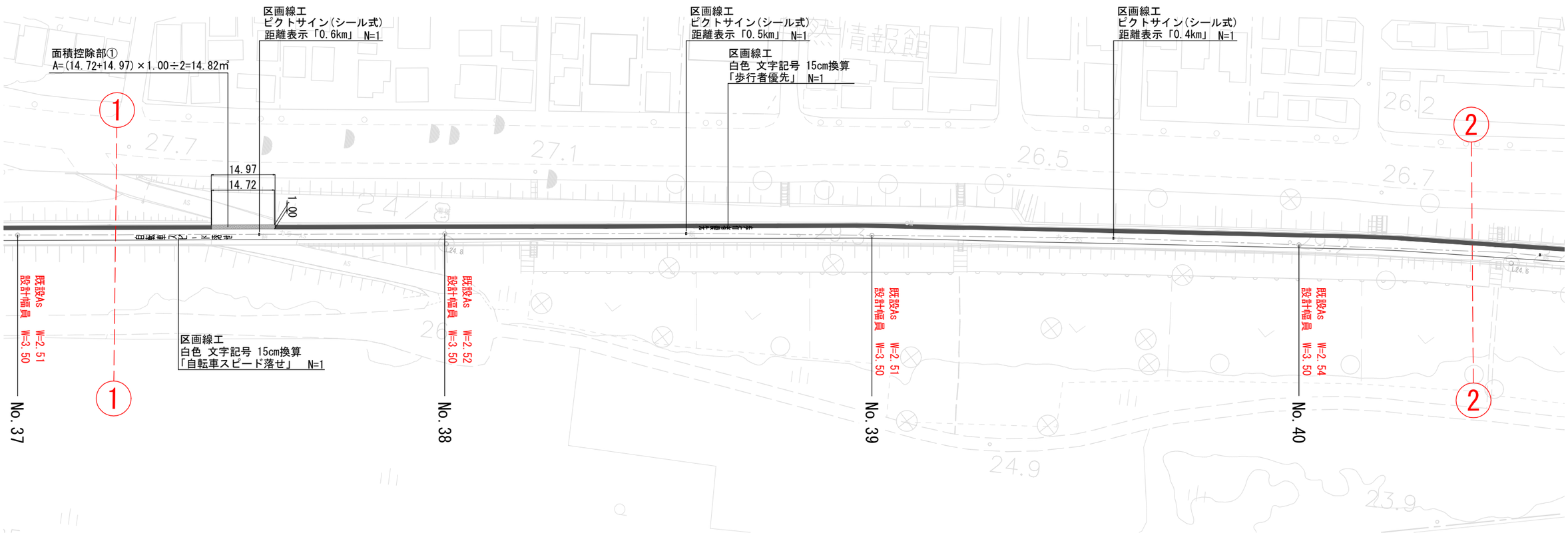

路線(河川)名	武蔵野の路(二子・是政コース)
工事件名	令和８年度武蔵野の路(二子・是政コース)拡幅工事
工事箇所又は橋名	調布市染地2丁目51番地先から染地3丁目1番地先まで
図面名称	平面図（2/3）
縮尺	1:1000 (1:500)　ただし、()はA1判に拡大時
図面番号	3/6
作成年月日	令和　8　年　6　月　日
調布市　都市整備部　道路管理課	

平　面　図（3/3）　縮尺 1:1000(1:500)

施工延長　L=0.90km

工事終点(EP)
No.43+57.03

区画線工
ピクトサイン(シール式)
距離表示「0.3km」 N=1

区画線工
ピクトサイン(シール式)
距離表示「0.2km」 N=1

区画線工
ピクトサイン(シール式)
距離表示「0.1km」 N=1

区画線工
ピクトサイン(シール式)
距離表示「0.0km」 N=1

面積控除部②
A=(7.27+7.77)×0.69÷2=5.19㎡

面積控除部③
A=0.68×3.20=2.18㎡

7.77
7.27
0.69
0.68
3.20

既設As
設計幅員 W=2.53
W=3.50

No.41

区画線工
白色 文字記号 15cm換算
「歩行者に注意」 N=1

既設As
設計幅員 W=2.50
W=3.50

No.42

既設As
設計幅員 W=2.50
W=3.50

No.43

区画線工
白色 文字記号 15cm換算
「ゆっくり走ろう」 N=1

区画線工
白色 文字記号 15cm換算
「歩行者に注意」 N=1

既設As
設計幅員 W=2.55
W=3.50

No.43+57.03

2

2

路線(河川)名	武蔵野の路(二子・是政コース)
工事件名	令和８年度武蔵野の路(二子・是政コース)拡幅工事
工事箇所又は橋名	調布市染地2丁目51番地先から染地3丁目1番地先まで
図面名称	平面図（3/3）
縮尺	1:1000　ただし、()は (1:500)　A1判に拡大時
図面番号	4/6
作成年月日	令和 8 年 6 月 日
調布市　都市整備部　道路管理課	

標準断面図 縮尺 1:100(1:50)

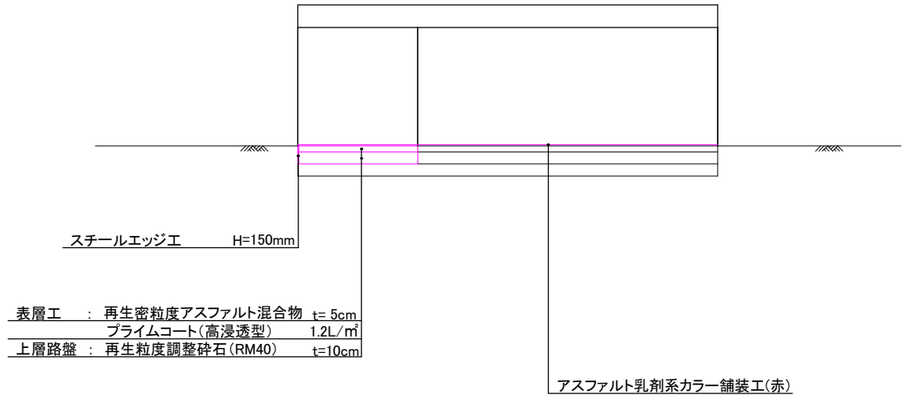

アスファルト舗装工(15型) 縮尺 1:40(1:20)

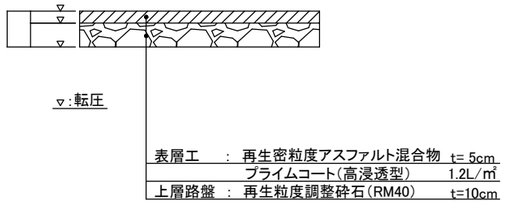

スチールエッジエ(150型) 縮尺 Nonscale

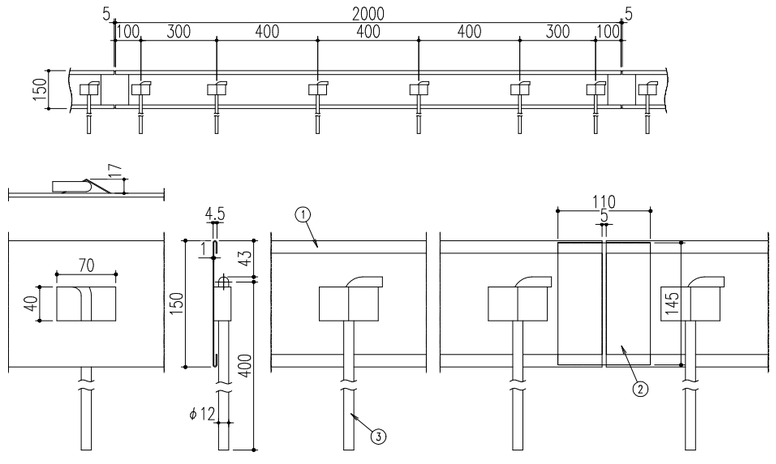

品番	品 名	材 質	個数	表面処理	備考
1	エッジプレート	SUS304	1		
2	連結板	SUS304	1		
3	アンカー	SS400	6	CSコート	

試掘工 縮尺 Nonscale



構造図 (1/2) 縮尺 図示

舗装切断工 縮尺 1:20(1:10)

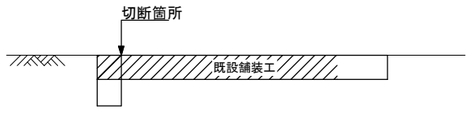

路線(河川)名	武蔵野の路(二子・是政コース)
工事件名	令和８年度武蔵野の路(二子・是政コース)拡幅工事
工事箇所又は橋名	調布市染地2丁目51番地先から染地3丁目1番地先まで
図面名称	標準断面図 構造図(1/2)
縮尺	図示 ただし、()はA1判に拡大時
図面番号	5/6
作成年月日	令和 8 年 6 月 日
調布市 都市整備部 道路管理課	

構造図（2/2）　縮尺 1:50(1:25)

⑤区画線工　「距離表示」

縮尺 1:20(1:10)

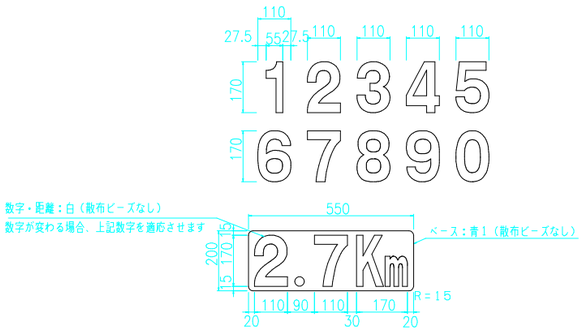

⑥区画線工　「ゆっくり走ろう」

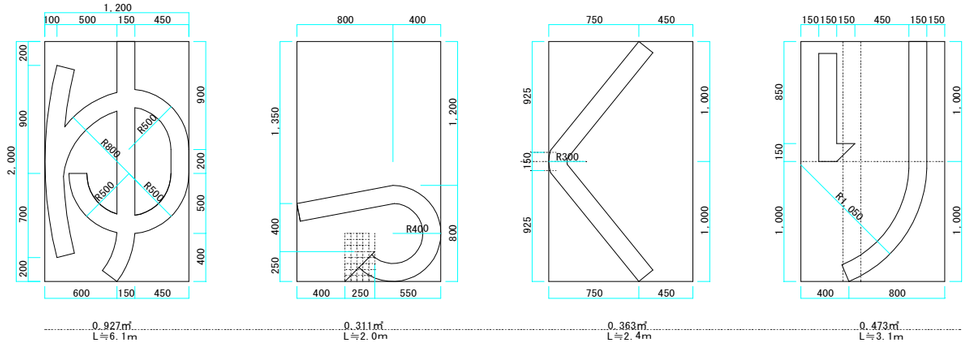

⑦区画線工　「自転車スピード落せ」

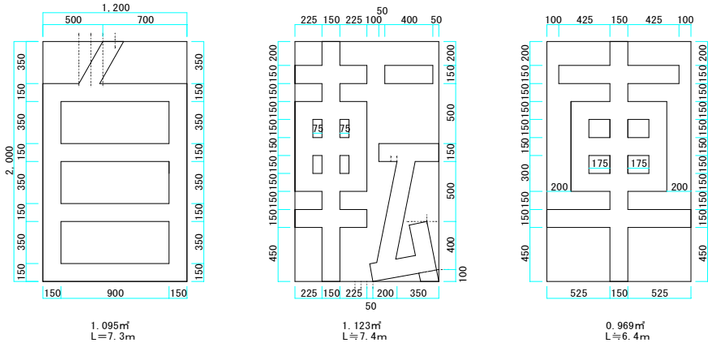

⑧区画線工　「歩行者優先」

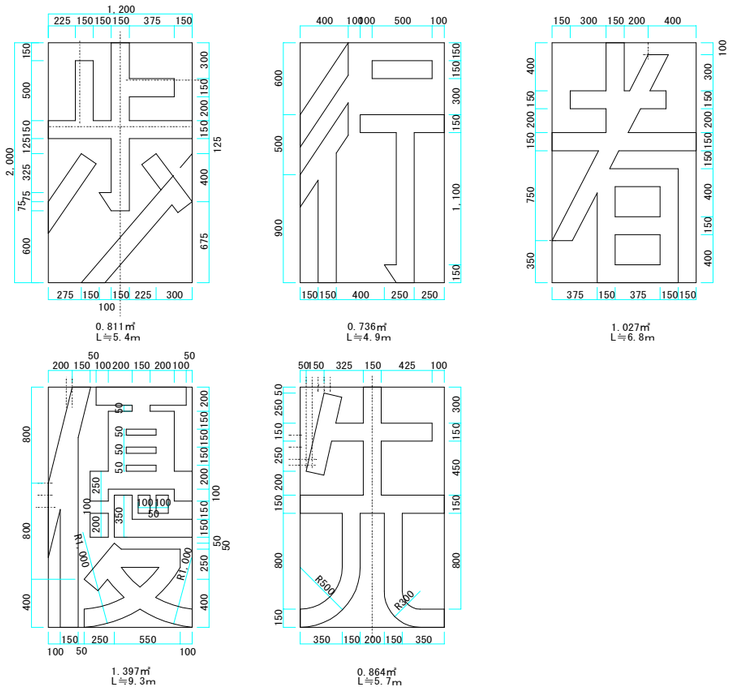

⑨区画線工　「歩行者に注意」

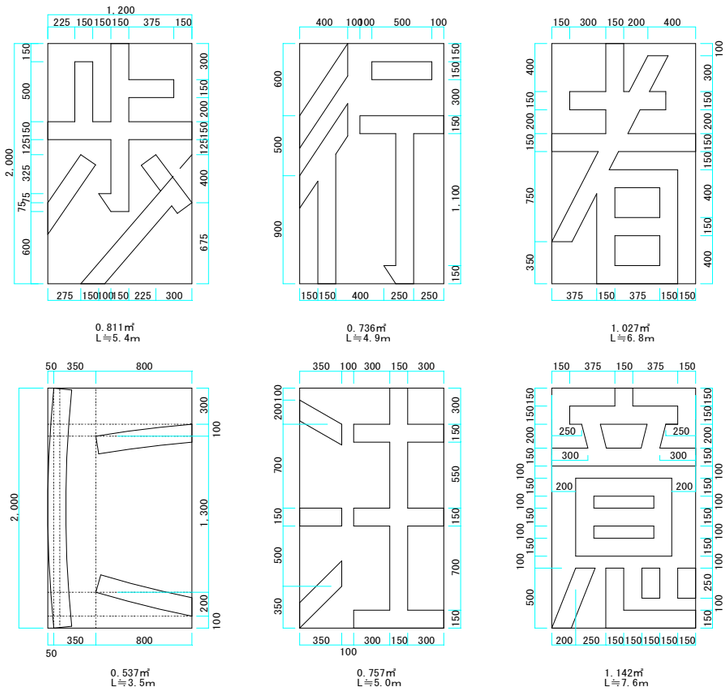

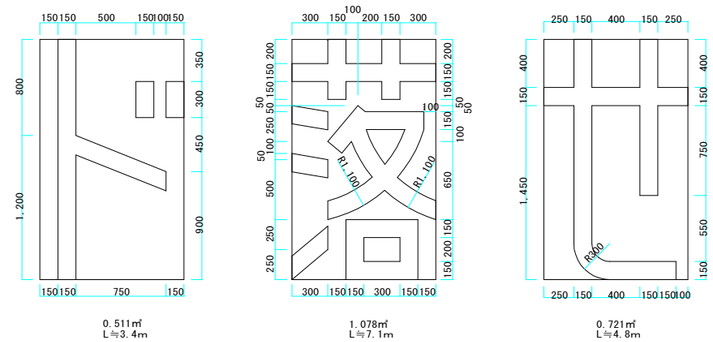

路線（河川）名	武蔵野の路（二子・是政コース）
工事件名	令和８年度武蔵野の路（二子・是政コース）拡幅工事
工事箇所又は橋名	調布市染地2丁目51番地先から染地3丁目1番地先まで
図面名称	構造図(2/2)
縮尺	1:50(1:25)　ただし、()はA1判に拡大時
作成年月日	令和 8 年 6 月 日
調布市　都市整備部　道路管理課	

図面番号 6/6

特　記　仕　様　書

1　適用範囲

(1)　この特記仕様書は、東京都土木工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）でいう特記仕様書でこの工事に適用する。また、東京都若しくは知事とあるものは、調布市若しくは市長と読み替えるものとする。

(2)　この工事の施工に当たっての一般事項は、標準仕様書によるものとする。

(3)　標準仕様書、特記仕様書の記載内容の優先順位については、特記仕様書、標準仕様書の順によるものとする。

(4)　発注者と受注者との間で締結した単価合意書は、公表できるものとする。

(5)　この工事の施工に当たっては、下記に示す図書を適用とする。

ア　東京都建設局　「土木材料仕様書」

イ　東京都建設局　「建設局材料検査実施基準」

ウ　東京都建設局　「土木工事施工管理基準」

エ　東京都建設局　「工事記録写真撮影基準」

オ　東京都建設局　「受注者等提出書類処理基準・同実施細目」

カ　東京都建設局　「建設局標準構造図集」

キ　東京都　「東京都建設リサイクルガイドライン」

ク　東京都　「東京都建設泥土リサイクル指針」

ケ　東京都電線共同溝整備マニュアル

コ　建設局土木工事積算体系図集

※ア、ウ、オ、コは、次の東京都建設局ホームページから入手できる。

(http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/ukeoi/index.html)

※キ、クは、次の東京都都市整備局ホームページから入手できる。

(http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/recy/index.html)

※コ及び標準構造図集(案)は、次の東京都建設局ホームページから入手できる。

(http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/douro/chichuka/iseibi-manual.html)

(6)　標準仕様書、適用図書のうち、この工事に該当しない工事・項目については適用しないものとする。

2　工事施行の適正化

この工事における工事現場の適正な施工体制の確保等については、標準仕様書によるほか、「東京都工事施行適正化推進要綱」及び別紙「工事施行の適正化に関する特記仕様書」によるものとする。なお、「東京都工事施行適正化推進要綱」は東京都財務局（建築工事と建物保全）のホームページから入手できる。

3　不当介入に対する通報報告

工事の施工に当たり、暴力団等から不当介入を受けた場合（下請負人が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。）は、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱に基づき、監督員への報告及び警視庁管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をすること。

4　デジタル工事写真の小黒板情報の電子

(1)　デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化（以下、「電子黒板」という。）は次による。

電子黒板とは、被写体画像の撮影と同時に工事写真へ小黒板の記載情報を電子的に記入するものである。受注者が電子黒板の導入を希望する場合、その旨を監督員へ申請し、承諾を得たうえで、電子黒板対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。

対象工事では、次の全てを実施すること。

ア　対象機器の導入

受注者は、電子黒板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下「使用機器」という。）について、工事記録写真撮影基準（東京都建設局）第９⑤に示す項目の電子的記入ができ、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」に記載している技術を使用することとする。

なお、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示すること。使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、ここからの選定に限定するものではない。

また、高温多湿又は粉じん等の現場条件の環境により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」

URL https://www.cryptrec.go.jp/list.html

「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」

URL http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html

イ 小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事における小黒板情報の電子的記入の取扱いは、「建設局工事記録写真撮影基準」（東京都建設局）による。

なお、アにより工事記録写真撮影基準（東京都建設局）のデジタル写真による施工管理（案）３（１）①で規定されている画像編集には該当しない。

(2)　電子納品

本工事の電子黒板を用いた写真（以下、「電子黒板写真」という。）及び電子黒板写真を監理したビューアソフトは、電子データで提出すること。

提出にあたっては「デジタル写真管理情報基準［国土交通省］」に基づいて電子データを電子媒体に記録して提出すること。

また、納品時に受注者はJACIC が提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を書面で監督員に提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を監督員が確認することがある。

「JACIC が提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）」

URL http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html

5　設計変更について

工事請負契約書第18条から26条までに記載している設計変更等の具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約設計変更ガイドライン（土木工事編）」（東京都）によるものとする。

このうち、「工事の一時中止に伴う増加費用等」は、「工事における工期の延長等に伴う増加費用」に読み替え、簡便法による計算については、積算基準（共通編Ⅰ）によるものとする。

なお、工事請負契約書第18条に基づく条件変更について、年度末、工期末変更における関連資料の提出は、変更設計書の作成に時間を要するため、余裕をもって行うこと。

6　法定外の労災保険の付与

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

7　工事の損害賠償

受注者は、この工事の施工に伴い第三者の損害を及ぼした場合、工事請負契約書第29条に基づき、誠意を持って速やかに対処すること。また、発注者が負担すべき損害賠償費用については、受注者がその原因及び根拠等を整理した上で発注者に協議すること。なお、この工事の完了後に発生した損害についても、受注者の損害賠償義務が発生することがあるので、上記に準じて対処すること。

8　工事に伴う公害防止

舗装版切断作業においては騒音防止を施した機械を用い取壊し作業に当たっては破砕機（油圧ジャッキ式）を使用するものとする。なお、これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、取壊し材の二次破砕作業を現場内で行ってはならない。

9　個人情報等の機密性の高い電子データ納品の取扱い

個人情報等の機密性の高い電子データを納品する場合は、電子データに対して、暗号化等の

措置を行うこと。また、外部記録媒体で電子データを運搬する場合は、鍵つきのケース等を用いること。

１０　情報セキュリティの確保

別紙、情報セキュリティの確保に関する特記仕様書による

１１　週休２日制確保工事

(1)　本工事は、「週休２日制確保工事」である。

(2)　実施にあたっては、『建設局「週休２日制確保工事（土木工事）」実施要領』に基づき行う。要領は、東京都建設局ホームページから入手できる。

(3)　本工事は、現場閉所の４週８休として経費を補正している。

１２　工事工程の共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督員と共有すること。施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、受注者は工程の変更理由が以下の(1)～(5)に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延期が可能となる場合があるので発注者と協議すること。

(1)　受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合

(2)　著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合

(3)　工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合

(4)　資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合

(5)　その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

１３　特例管理技術者の配置

(1)　本工事において、建設業法第26 条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、以下のア～ケの要件を全て満たさなければならない。

ア　建設業法第26 条第３項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

イ　監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者若しくは学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

ウ　監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関

係とは配置時点の日において３か月以上の雇用関係があることをいう。

エ　同一の特例監理技術者を配置できる工事は、本工事を含め同時に２件までとする。(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなすことができる。）

オ　特例監理技術者が兼務できる工事は、調布市内の工事でなければならない。

カ　特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

キ　特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

ク　監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

ケ　特例監理技術者が兼務できる工事は維持工事以外の工事でなければならない。

※「維持工事」とは通年維持工事等（24 時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。

(2)　現場の安全管理体制について、平成７年４月２１日付基発第267 号の２「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

(3)　本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合は、以下の書類を提出すること。

ア　監理技術者補佐の資格を有する書類（監理技術者資格者証の写し、一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写し、一級施工管理技士補の合格証明書の写しなど）

イ　監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写しなど）

ウ　特例監理技術者が兼務する工事の履行場所、内容を示す書類（ＣＯＲＩＮＳの写し）

エ　「別記様式-３　特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項③」※

※エは工期途中に本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する場合に提出する。

(4)　本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、「(1)カ～ケ」について施工計画書へ記載し、提出すること。

(5)　本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録・修正を適切に行うこと。

(6)　監理技術者補佐は、監督員等が常に確認しやすいように腕章を身に付けなければならない。

１４　昼夜間の作業区分

この工事の作業区分は、すべての工事を昼間作業とする。

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督員の承諾を得るものとする。

１５　関係機関との協議

本工事は下記に示す内容等について関係機関と協議済である。

(1)　協議内容

河川法第２４・２６条

(2)　協議機関

国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所多摩出張所

１６　過積載の防止

この工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、東京都建設局長が定めた「過積載防止対策指針」によるものとする。

なお、「過積載防止対策指針」は東京都建設局のホームページから入手できる。

(http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/appli/ukeoi/index.html#kasekisai)

１７　使用する建設機械

本工事で使用する建設機械は、低騒音のものを使用すること。また、使用する建設機械(ディーゼルエンジン使用)の燃料は、ＪＩＳ規格にあった軽油を使用すること。

１８　使用する車両

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成１２年東京都条例第２１５号）の規定により、次の事項を尊守すること。

(1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

(2) 自動車から排出される窒素炭化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成４年法律第７０号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証)、粒子状物質減少装置着装証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合は、速やかに提示又提出すること。

１９　環境への配慮（東京都建設グリーン調達制度）

受注者は、本工事の施工に当たっては、東京都都市整備局のホームページに掲載されている「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」の特別品目のリストと本工事で使用する資材、

建設機械、工法又は目的物とを比較・精査し、材料の使用部位、要求強度、性能及び品質、特別品目の生産・供給状況、製造場所から工事現場までの距離等を勘案して、特別品目が使用可能な場合には、事前に監督員の承諾を受けた上で、積極的に使用するものとする。

（https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/recy/index.html）

２０　使用する材料

本工事で使用するアスファルト乳剤系カラー舗装材及びプライムコートは下記の条件を満たす材料とする。

(1)　アスファルト乳剤系カラー舗装材

ア　堤防沿い舗装上での工事のため、施工中飛散が懸念される材料の使用は認められない。

イ　全国の競輪場および自転車競技場の走路に使用する材料と同等以上の材料を塗布するものとする。

ウ　アスファルト乳剤系カラー薄層常温舗装材は、既設アスファルト舗装および下地処理に用いるアスファルト乳剤系薄層常温舗装材との接着性および追従性に優れた材料を使用しなければならない。

エ　使用する特殊アスファルト乳剤および特殊骨材は、表－1、表-2 の規格を満足するものでなければならない。なお、使用するカラー舗装材については、工事前に協議するものとする。

表-1　アスファルト系カラー舗装材の品質

試験項目	品質規格	試験方法
密度(15℃)（g/cm³）	1.03±0.05	JIS K 6833
全固形分(質量%)	55±2	JIS K 6387※
ふるい残留分(質量%)	0.3 以下	JIS K 2208
粘度(25℃)（mPa・s）	2～100	※※

※　：平皿（直径約 200mm）に試料 50g を採取し 150℃の恒温槽で 2 時間静置

※※：BM 型回転式粘度計「M1 ロータ/60rpm」による測定

表-2　特殊骨材の品質規格

項目	通過質量百分率%				試験方法
ふるい目	600μm	300μm	150μm	75μm	舗装調査・試験法便覧
規格値	95～100	50～80	10～30	10～30	

オ　本工法で使用するアスファルト乳剤系カラー薄層常温舗装材の使用は表-3 の規格を満足するものでなければならない。

ただし、施工時の気温や材料温度により、作業性を確保するために水の添加量は適宜調

整するもとのとする。

また、使用量については既設路面のきめ深さにより変動するため、事前に協議するもとのとする。

表-3　アスファルト乳剤系カラー薄層常温舗装材の標準仕様

使用材料	１バッチ混合量	使用量	１バッチ施工面積
特殊アスファルト乳剤	15kg(1 缶)	1.5kg/㎡	約 30 平米
特殊骨材	25kg(1 袋)		
着色剤	300g		
水	300g		

カ　本工法で使用するアスファルト乳剤系カラー薄層常温舗装材の品質は表-4の規格を満足するものでなければならない。なお、表-4の①～③については現場試験にて確認し、④～⑥については技術資料などから確認するものとする。また、明度・色度については、事前に協議するもとのとする。

表-3　アスファルト乳剤系カラー薄層常温舗装材の標準仕様

試験項目		規格値	試験方法
①明度		20～35	舗装調査・試験法便覧 S024　色彩色差計を用いた明度測定方法
②色度		8～16	
③すべり抵抗値(20℃)（BPN)		60以上	舗装調査・試験法便覧 S021-2　振り子式スキッドレジスタンステスタによるすべり抵抗測定方法
④ウェットトラック摩耗試験後の摩耗量(g/㎡)		50以下	舗装調査・試験法便覧 D003T　ウェットトラック摩耗試験方法
⑤促進耐候性試験	表面状態	亀裂、剥離等がないこと	舗装調査・試験法便覧 ・C015T　耐候性試験方法 　メタルハライドランプによる500時間照射 ・S024　色彩色差計を用いた明度測定方法
	明度(L*)	20～35	
	色度(a*)	8～16	
⑥引張接着試験	下地：密粒度アス	0.7以上	建技式接着力試験機を用いた

(20℃)(N/㎟)	ファルト混合物		引接着試験
	下地：アスファルト乳剤系薄層常温舗装材	0.7以上	

(2) 高浸透型プライムコート

ア 路盤層の強化を行うため、路盤材に高浸透し、かつ路盤材の骨材を強固に接着させることを目的に改質されたアスファルトをアスファルト乳剤として使用することとする。

イ 堤防沿い舗装上での工事のため､飛散しやすい養生砂の散布は極力抑えられることが可能なものを使用するものとする。

ウ 本工事で高浸透型プライムコートは、表 3 の規格を満足するものでなければならない。なお、使用する高浸透型プライムコートは、工事前に協議するものとする。

表-3 高浸透型プライムコートの規格値

試 験 項 目		規 格 値
エングラー度（25℃）		1～6
ふるい残留分（質量%）		0.3 以下
付着度		2/3 以上
粒子の電荷		陽 （＋）
浸透性試験 （秒）		100 以下
浸透性試験後のｱｽﾌｧﾙﾄ付着率（質量%）		1 以下
蒸発残留分 （質量%）		40 以上
蒸 発 残留物	針入度（25℃） （1/10ｍｍ）	60 以下
	軟化点 （℃）	42 以上
留出油分（360℃までの） （質量%）		1 以下
貯蔵安定度 （24 時間） （質量%）		1 以下
比重（15℃） （15℃/4℃）		報 告
乳剤散布量 （ﾘｯﾄﾙ/m^2）		1.2

２１ 低炭素（中温化）アスファルト混合物の使用

本工事におけるアスファルト混合物のうち、以下に示すものは、低炭素（中温化）アスファルト混合物（以下、「低炭素アスファルト混合物」という。）を使用することを原則とする。

再生密粒度アスファルト混合物

２２　新技術情報データベース（「建設局新技術情報データベース（NeTIDA）」や「国土交通省新技術情報システム（NETIS）」）に記載されている新材料・新工法等については、監督員の承認により、当該工事に採用することができる。

・建設局新技術情報データベース（NeTIDA）

https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/tech/shingijutsu/index.html

・国土交通省新技術情報システム（NETIS）

https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS/PubEntrance/PubEntrance?Return Url=%2fNETIS

２３　建設副産物情報交換システムの活用

受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合には速やかに建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）へのデータの入力を行い、その都度「建設副産物情報交換システム登録証明書」を監督員に提出し、内容の確認を受けること。

また、受注者は、COBRIS に搭載されている「建設リサイクル統合データシステム」（以下「CREDAS」という。）により「再生資源利用（促進）計画書（実施計画書）」を作成し、監督員に提出し、内容の確認を受けること。

（問い合わせ先）

〒107-8416　　東京都港区赤坂 7-10-20 アカサカセブンスアヴェニュービル 2F

一般財団法人　日本建設情報総合センター（JACIC）「建設副産物情報センター」

TEL　03-3505-0410　　FAX　03-3505-8872

HP　http://www.recycle.jacic.or.jp

E-mail　recycle@jacic.or.jp

２４　建設発生土の処理

この工事から発生する建設発生土は、指定処分（B）として民間受入地において有効利用するものとし、下記により搬出すること。

(1) 関係法令又は区市町村の条例等で必要な許可等を受け、日常の管理も許可条件を遵守して行われている民間受入地とすること。

また、以下の要件を満たすこと。

・建設資材等として有効活用するものであること。

・客観的に見て妥当な跡地利用計画があること。

・里山や谷戸等の自然環境を破壊するものでないこと。

・関係法令又は都道府県、区市町村の条例等で必要な許可等を受け、日常の管理も許可条件等

を遵守して行われていること。

・土質改良プラントの場合は、関係法令等を遵守するとともに、都の材料仕様書等に適合する改良土を生産しているものであること。

・周辺住民の反対運動や苦情がないこと。

・その他必要な要件が整っていること。

・当該民間受入地から土砂を再搬出する場合、再搬出先でも上記を満たしていること。

なお、本工事では下記の場所にある民間受入施設への搬出を想定している

(2) 搬出先：東京都調布市多摩川地内の再資源化施設　運搬距離（想定）：約２．６km

(3) 土 質：普通土

(4) 土 量：１２０㎥（地山換算数量）

(5) 土質条件：搬出に先立ち、関係法令、都道府県又は区市町村の条例等及び受入地の受入条件に従い、必要な土質試験を実施し、その結果を提出する。ただし、条例等や土質試験に関する受入条件がない場合、以下の項目に該当する場合は、土壌汚染対策法施行規則に従った試験を実施し、その結果を保管する。

ア　環境確保条例表１の工場、別表２の指定作業場の敷地及び跡地から発生する場合

イ　トンネル、シールド工事から発生する場合

ウ　河川（敷）から発生する場合

エ　発注者が必要と認める場合

なお、建設発生土は、コンクリート塊等の異物と完全に分別し、これらの異物を混入させないこと。

(6) 搬出条件：昼間

また、事前に「搬入予定民間受入地届」を、搬出完了時には「民間受入地搬入確認報告書」「リサイクル証明書（建設発生土）」、民間受入地の定める「土砂伝票（土砂搬入整理券等）」及び「搬入土量集計表」を作成し、監督員に提示し、確認を受ける。

なお、運搬距離等に変更が生じた場合の手続等は、監督員の指示によること。

２５　建設発生土搬出のお知らせの提出

工事を実施するに当たり、100 ㎥以上の建設発生土を搬出する場合には、「建設発生土搬出のお知らせ」を３部作成し、１部は自ら保管し、残りは以下のとおり提出すること。

(1) １部を施工計画書に添付し、監督員に提出すること。

(2) １部を受入地のある区市町村の建設発生土担当窓口に提出すること。

なお、「建設発生土搬出のお知らせ」の様式、提出先等については、監督員の指示によること。ただし、都以外の県に所在する民間受入地に搬出する場合は、当該民間受入地が所在する

市町村に提出先を問い合わせること。

２６　建設発生土への異物混入防止

受注者は、建設発生土の積込み・搬出に当たっては、コンクリート塊、木くず、金属くず等と分別し、これらの異物が混入しないよう搬出・運搬すること。

また、受注者は、建設発生土の積込み・搬出に当たり、現場での分別状況を写真撮影し、工事記録写真帳に含めて監督員に提出すること。ただし、建設発生土の掘削のみの場合など、異物が混入するおそれのない場合は、この限りではない。

２７　資源化施設の選定

本工事から発生するアスファルト塊、玉石、草混じり土は再資源化施設へ搬出し、資源リサイクルの促進に努めること。

搬出先は、受注者が「建設副産物情報システム（COBRIS)」等を活用し、また、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認して、適切な施設を選定すること。

なお、本工事では下記の場所にある再資源化施設への搬出を想定しているが、受注者は下記以外の施設を選定する場合には、事前に監督員の承諾を得ること。

搬出先　：東京都稲城市大丸地内の再資源化施設
運搬距離（想定）：約７．５ｋｍ
搬出量　：アスファルト塊　約２㎥
受入条件：昼間

搬出先　：東京都調布市多摩川地内の再資源化施設
運搬距離（想定）：約２．８ｋｍ
搬出量　：玉石　約８㎥
受入条件：昼間

搬出先　：東京都府中市若松町内の再資源化施設
運搬距離（想定）：約８．４ｋｍ
搬出量　：泥土（芝）　約１２０㎥
受入条件：昼間

２８　舗装版切断工（カッター）の施工

舗装版切断作業の際に切断機械から発生するブレード冷却水と切削粉が混じりあった排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収すること。また、回収した排水又はその排水を現場内で脱水等により処理した後の廃棄物については、産業廃棄物として適正に処理すること。なお、この工事では回収した排水を、産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）とし

て、以下の場所にある処理施設へ搬出することを想定しているが、これ以外の施設へ搬出する場合や現場内で脱水等の処理を行う工法を使用する場合においては、事前に監督員の承諾を得ること。

・ 搬出先：東京都稲城市大丸地内の民間受入施設
・ 運搬距離：約７．５km（想定）
・ 種類及び処理量：汚泥（油分を含む汚泥）１．１８㎥
・ 受入条件：昼間

受注者は、施工計画書に舗装版切断時に発生する排水等の収集・運搬・処理に関する計画を記載すること。なお、排水等の運搬・処理については、標準仕様書「１．３．８建設副産物」の（８）マニフェスト等、（９）建設廃棄物の運搬によること。

２９　リサイクルガイドラインに基づく提出書類

工事を実施するに当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき下記の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、施工計画書に添付して提出すること。

(1)　再生資源利用計画書（工事しゅん工後保管）

作成対象となる工事は以下のとおりである。

ア　土砂を搬入する工事
イ　砕石を搬入する工事
ウ　加熱アスファルト混合物を搬入する工事

(2)　再生資源利用促進計画書（工事しゅん工後保管）（廃棄物処理計画書を兼ねる）

作成対象となる工事は以下のとおりである。

ア　建設発生土を搬出する工事
イ　コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事
ウ　金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を搬出する工事

(3)　搬入予定民間受入地届（民間受入地に搬出予定のものに限る。）
(4)　建設発生土搬出のお知らせ
(5)　建設発生土に係る許可証の写し（民間受入地に搬出予定のものに限る。）
(6)　産業廃棄物に係る許可証の写し（ただし、中間処理後に最終処分又はセメント等の建設資材の原料としての再利用を行う場合は、中間処分業者の取引先の収集運搬業者及び最終処分業者又はセメント工場等の建設資材製造施設の許可証の写しも含める。）
(7)　廃棄物処理委託契約書の写し（ただし、中間処理後に最終処分又はセメント等の建設資材の原料としての再利用を行う場合は、中間処分業者が取引先の収集運搬業者及び最終処分業者又はセメント工場等の建設資材製造施設と締結している契約書の写しを併せて添付する。）

(8)　運搬ルート図

(9)　使用するマニフェストの様式

(10)　告知書の写し

対象建設工事に係わる下請契約を締結した場合、下請契約書及び下請負人に告げた告知書の写しを添付する。（建設リサイクル法対象工事の場合）

※再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）は「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」に必要なデータを入力して作成する。

３０　建設副産物のリサイクル実施状況及び適正処理状況の報告

建設副産物のリサイクルの実施状況や適正処理の状況について把握するため、受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、リサイクル実施状況及び適正処理状況を工事完成後速やかに以下の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、工事完了後、速やかに、リサイクル関係報告書に添付して提出すること。

(1)　再生資源利用実施書（工事しゅん工後保管）作成対象は「再生資源利用計画書」と同じ

(2)　再生資源利用促進実施書（工事しゅん工後保管）作成対象は「再生資源利用促進計画書」と同じ

(3)　リサイクル阻害要因説明書

工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざるを得ない場合は、事前に監督員の承諾を得た上で、「リサイクル阻害要因説明書」を２部作成し、１部を監督員に提出し、１部を自ら保管すること。

なお、作成対象となる要因は、以下のとおりである。

ア　コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設泥土及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合。

イ　建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する、又は、焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合。

ウ　土砂等の利用工事において購入材（新材）を使用する場合。

エ　砕石の利用工事において新材を使用する場合（多摩地区における再生粒度調整砕石は除く）。

オ　アスファルト混合物の使用工事において新材を使用する場合（Ｄ交通の表層、低騒音舗装等の再生品を使用できないものは除外する）。

カ　現場内で分別を行わない場合。

(4)　建設泥土の再資源化等実績書

この工事で発生する泥土を建設資材製造工場に搬出した場合又は再資源化施設に搬出した場合、建設泥土の再資源化等実績書を２部作成し、１部を監督員に提出、１部を自ら保管すること。

(5)　再資源化等報告書

建設リサイクル法対象工事の場合。

※再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）は「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」に必要なデータを入力して作成する。

３１　マニフェスト

(1) マニフェストの提示

受注者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づき、廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を利用し、適正な運搬、処理を行う。

マニフェストのうち、受注者(排出事業者)が保管すべきものについて、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにすること。

なお、電子マニフェストを利用する場合は（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが運営する情報処理センターから通知された処理結果を排出事業者（受注者）がプリントアウトしたものの写しを監督員に提示すること。

(2) 集計表の提出

受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出すること。

(3) リサイクル伝票の提示

受注者は、建設廃棄物を搬出する場合においてマニフェストを交付する必要のない品目(再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等）については、「リサイクル伝票」（写しでもよい）を監督員に提出すること。

(4) リサイクル証明書の提示

受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合には、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書（写しでもよい）を監督員に提出すること。

３２　汚染土壌の処理

この工事中において汚染土壌の処理が必要となった場合は「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号)及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年東京都)等関係法令に基づき適正に処理するとともに、「環境確保条例に基づく届出書等の作成手引き」(環境局HPに最新版を記載)に従って必要書類を作成し、関係部署に提出すること。

３３　工事現場管理

工事期間中は、公道等の出入り口等に誘導員を配置させ安全確保に努めなければならない。

３４　路上工事の工事標示板の設置

路上工事における工事目的物及び内容を一般の道路利用者、沿道住民に対して、わかりやすく明示することにより、工事の必要性の理解・協力がえられるように標示板を設置するものとする。

３５　歩行者通路の設置

工事期間中に歩行者通路を設置する場合は、適切な通路幅を確保すると伴に車両の交通の用に供する部分との境には、隙間なく、さく等を設置し歩行者用通路を明確に区分しなければならない。

また、歩行者を通行させる路面は、凸凹をなくし、歩行者の支障となる砂利、採石等を除去しなければならない。

また、勾配が急な場合は必要に応じて階段等を設け、全体の勾配を緩くするなどの措置を講じ、転倒等がおきないよう十分に配慮すること。

３６　悪天候時及び地震発生時の工事現場の点検

受注者は、悪天候時又は震度４以上の地震（旧労働省労働基準局の通達に基づく安全衛生法上の悪天候、地震）が発生した場合、工事現場内及び周辺を点検し、状況を監督員に報告すること。

また、点検項目・体制・連絡系統等を施工計画書に定めること。

３７　事故防止の原則

受注者は、建設局「事故防止大原則」を遵守し、工事事故の防止に努めること。

なお、事故防止大原則は東京都建設局ホームページで閲覧できる

(https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/appli/ukeoi/index.html#gensoku)

３８　区画線工の施工管理

現場持込み数量及び工事完了後空缶（袋）数量は、監督員の確認を受けるものとする。

３９　成果品の提出

受注者は、工事のしゅん功検査終了後、次のしゅん功図書を提出すること。

(1)　しゅん功原図（上質紙による出力図、マイラー図）１部

(2)　工事記録写真　１部

(3)　電子成果品（ＣＤ－Ｒ）（上記（1）（2）及び提出書類一式）　１部

※電子成果品はPDF形式及びCAD形式とする。環境設定ファイル及び作図要領等は監督員の指示によるものとする。

別　紙

工事施行の適正化に関する特記仕様書

1　入札・契約関係事項

(1)　この工事の入札(又は、見積りの提出)に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和２２年法律第５４号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(2)　入札の結果、この工事を落札した場合は、他の工事案件について同一の配置予定技術者を前提に申込又は指名を受けているときは、直ちに、その工事案件について適格な技術者への変更又は入札の辞退を申し出なければならない。ただし、この工事と他の工事とが兼任できる主任技術者の場合は、この限りでない。

2　受注者の責務

受注者は、工事の適切な履行に関し、現場代理人や主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）に任せ切りにせず、誠意と責任をもって遂行しなければならない。

3　適切な現場代理人、監理技術者等の配置

(1)　現場代理人は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者でなければならない。なお、監理技術者等と兼任する場合は、監理技術者等の規定を適用する。

(2)　受注者が事業協同組合の場合にあっては、配置する現場代理人及び監理技術者等はその構成員の職員ではなく、当該組合と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者でなければならない。

(3)　受注者は、工事の規模・内容等により、工事の適切な履行を確保する上で必要があるときは、次の各号に従い、監理技術者等の職務を補助する技術者（以下「補助技術者」という。）を配置するものとする。

ア　補助技術者の人数・氏名・補助業務の内容・雇用関係・資格等を記載した補助技術者名簿を監督員に提出するとともに、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ　補助技術者は、受注者と雇用関係を有していなければならない。

(4)　受注者が共同企業体にあっては、代表者たる特定建設業者が監理技術者を設置し、全ての構成員が、施工する工事に対応する許可業種に係る監理技術者または主たる工種と同種或いは類似する工事の経験を有する主任技術者を専任で配置しなければならない。

4　監理技術者等の実質的関与の徹底

(1)　監理技術者等は、施工計画書を自らが主体的に作成しなければならない。また、施工計画書の提出に際して、監督員からその内容の説明を求められた場合はこれに応じなければならない。

(2)　監理技術者等は、工事の施工に当たり、一般交通や現場周辺への影響に関して、所轄警察署等関係機関、地域住民及び下請負者等に対する説明、交渉、周知等を主体的に行わなければならない。

(3)　監理技術者等は、工事の施工に当たり、関係企業者等との連絡、調整を主体的に行うとともに、必要な官公署等への届出等を確実に行わなければならない。

(4)　監理技術者等は、全体の工事の流れを常に掌握するとともに、日々の工事内容を把握し、作業着手前に作業責任者等に対し、作業内容の調整・確認及び注意事項等の周知を行い、作業者全員に伝わるようにしなければならない。

(5)　監理技術者等は、工事の施工中は適宜現場を巡回し、進行状況・作業内容の確認、安全管理、品質管理、出来形管理などを行い、必要に応じ適切な措置を講じなければならない。

(6)　監理技術者等は、補助技術者が配置された場合にあっては、これを指揮・掌握するとともに、監理技術者等としての職務を補助技術者に任せ切りにせず、主体的に遂行しなければならない。

5　下請負の適正化

(1)　下請負者が、請け負った工事について執行調整や施工管理等の管理業務のみを行い、工事業務のほとんど全てを再下請負に付することを、原則として受注者は認めてはならない。

(2)　受注者は、下請負者の配置技術者に、受注者自らの工事はもとより、他の下請負者の担当する工事の管理業務等を代行させてはならない。

(3)　受注者は、歩行者や一般交通など第三者に対する安全確保については、受注者自らの責任において行わなければならない。ただし、下請負者が自らの工事のみを単独で実施できる範囲については、当該下請負者に行わせることができる。

(4)　重機械のオペレーター付きリースについては、そのオペレーターを雇用する者と下請負契約を締結するものとする。

(5)　受注者は、主たる工種に係る主要な材料については、原則として受注者自らが調達しなければならない。

(6)　受注者が共同企業体である場合は、共同企業体の行う取引が構成員個人としてでの取引ではなく、共同企業体としての取引であることを明確にするため、下請契約は共同企業体の名称を冠し、共同企業体の名称を冠した代表者及びその他の構成員全員の連名により、又は少なくとも共同企業体の名称を冠した代表者の名義で締結すること。

　また、共同企業体の預金口座については、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によるものとする。

6　施工体制台帳及び施工体系図

(1)　受注者は、工事を施工するために下請契約を締結する場合は、下請金額にかかわらず全ての工事において、施工体制台帳及び施工体系図を作成しなければならない。

(2)　施工体制台帳及び施工体系図(以下「施工体制台帳等」という。)には、実際に工事に従事している全ての下請負者を漏れなく記載しなければならない。この場合、オペレーター付きリース下請負契約はもとより、建設副産物等の運搬及び交通整理員等の業務委託契約についても記載するものとする。

(3)　施工体制の実態確認に係わる下請負契約の費用の支払い状況については、総括監督員及びその上司等から説明を求められた場合に、これを証明する資料の提示などによって応じなければならない。

(4)　施工体制台帳には、別に定めた様式（東京都建設局「受注者等提出書類処理基準・同実施細目（別記様式甲第１５０号）」）に基づき作業員名簿を添付するものとする。

(5)　施工体系図の掲示に当たっては、誰もが見やすいように文字の大きさなどに留意しなければならない。

7　施工計画書

(1)　施工計画書は、契約の日の翌日から起算して、遅くとも３週間以内に提出しなければならない。ただし、受注者の責に帰さない事由により、期限内の提出ができないときは、監督員の指示に従うものとする。

(2)　大規模工事、特殊な工事等で監督員の承諾を得たものについては、施工計画書を段階的に提出できるものとする。この場合、最初の施工計画書には、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するとともに、前項に基づき提出しなければならない。なお、後続の工事に関する施工計画書については、当該工事の施工前に、工期に遅れが生じない期間内又は監督員の指示する期日までに提出しなければならない。

ア　全体の実施工程の概要

イ　現場組織・施工体制の概要

ウ　緊急時の体制

エ　当面実施する工事の内容

オ　その他監督員の指示する事項

8　工事実績情報の登録

契約金額が500 万円以上の工事については、工事実績情報システム（コリンズ）に基づく工事実績情報の登録を行う。

登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、標準仕様書に示す期間内に一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）に登録する。また、登録後は、登録完

了した旨を監督員に連絡する。

【登録先】〒107-8416 東京都港区赤坂七丁目10 番20 号

アカサカセブンスアヴェニュービル

一般財団法人 日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター

電話 (03)3505-0463 FAX (03)3505-8985

HP https://cthp.jacic.or.jp/

E-mail ct7h@jacic.or.jp

9　低入札工事における増員技術者について

契約約款第５４条及び特約条項（増員の技術者に関する特約条項）で定める増員の技術者については、以下の各号によるものとする。

(1)　増員の技術者は、受注者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者を配置しなければならない。直接的かつ恒常的な雇用関係を有するものとは、入札の参加希望申込みのあった日以前に、受注者との間に３か月以上の雇用関係を有するものをいう。

(2)　増員の技術者は、この契約を履行するに当たり、建設業法第２６条の規定に基づき設置する主任技術者又は監理技術者と同期間、専任により配置しなければならない。

(3)　増員の技術者は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を兼ねることはできない。

(4)　増員の技術者は、低入札価格調査時以降、交代することはできない。ただし、東京都工事施行適正化推進要綱において、監理技術者等の交代を認める事項に該当する場合はこの限りでない。

(5)　増員の技術者を通知若しくは配置しない場合又は監督員が認めないにもかかわらず交代した場合は、その程度により工事成績を減点する。

別　紙

情報セキュリティの確保に関する特記仕様書

1　サイバーセキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

受託者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

2　業務の推進体制

(1)　受託者は、契約締結後直ちに委託業務を履行できる体制を整えるとともに、当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所についての記載並びにこの特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。

(2)　委託業務の従事者に対し、個人情報及び機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。

(3)　(1)、(2)の事項に変更が生じた場合、受託者は速やかに変更内容を委託者に提出すること。

3　業務従事者への遵守事項の周知

(1)　受託者は、この契約の履行に関する遵守事項について、委託業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。

(2)　受託者は、(1) の実施状況を書面にし、委託者に提出すること。

4　秘密の保持

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

5　目的外使用の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

6　複写及び複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、委託者が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる情報（以下「委託者からの貸与品等」という。）を、委託者の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

7　情報の保管及び管理

受託者は、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当た

って以下の事項を遵守しなければならない。

(1)　全般事項

ア　契約履行過程

(ｱ)　以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。

a　委託者からの貸与品等の使用及び保管管理

b　仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等）の作成、使用及び保管管理

c　委託者との受け渡しに利用する外部記録媒体の使用及び保管管理（受け渡しの都度、コンピュータウイルスチェックを実施すること。）

d　その他、仕様書等で指定したもの

(ｲ)　委託者から(ｱ)の内容を確認するため、委託業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

イ　契約履行完了時

(ｱ)　委託者からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに委託者に返還すること。

(ｲ)　契約目的物の作成のために、委託業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物。以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該業務に係る情報を全て消去すること。

ウ　契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定の全てに従うこと。

エ　事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び委託者からの貸与品等の紛失、滅失及びき損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

(2)　個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

委託者からの貸与品等及び契約目的物に記載された個人情報は、全て委託者の保有個人情報である（以下「個人情報」という。）。また、委託者が機密を要する旨を指定して提示した情報及び委託者からの貸与品等に含まれる情報は、全て委託者の機密情報である（以下「機密情報」という。）。ただし、委託者からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、委託者から受託者に提示した後に受託者の責めによらないで公知となった情報、及び委託者と受託者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。個人情報及び機密情報の取扱いについて、受託者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア　個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ　アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。

ウ　委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること。

エ　個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

オ　(1)イ(ｲ)において、個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により委託者に報告して、委託者の承諾を得ること。

カ　(1)エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、滅失、毀損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

キ　カの事故が発生した場合、受託者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、委託者に可能な限り情報を提供すること。

ク　(1)エの事故が発生した場合、委託者は必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。

8　再委託の取扱い

(1)　受託者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。

(2)　(1)の書面には、以下の事項を記載するものとする。

ア　再委託の理由

イ　再委託先の選定理由

ウ　再委託先に対する業務の管理方法

エ　再委託先の名称、代表者及び所在地

オ　再委託する業務の内容

カ　再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び機密情報については特に明記すること。）

キ　再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。）

ク　再委託先がこの特記仕様書の１及び３から７までに定める事項を遵守する旨の誓約

ケ　その他、委託者が指定する事項

(3)　この特記仕様書の１及び３から７までに定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

9　実地調査及び指示等

(1)　委託者は、必要があると認める場合には、受託者の作業場所の実地調査を含む受託者の作業状況の調査及び受託者に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができる。

(2)　受託者は、(1)の規定に基づき、委託者から作業状況の調査の実施要求又は委託業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。

(3)　委託者は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとする。

１０　情報の保管及び管理等に対する義務違反

(1)　受託者又は再委託先において、この特記仕様書の３から９までに定める情報の保管及び管理等に関する義務違反又は義務を怠った場合には、委託者は、この契約を解除することができる。

(2)　(1)に規定する受託者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって委託者が損害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

１１　運搬責任

　この契約に係る委託者からの貸与品等、個人情報及び契約目的物の運搬は、別に定めるものを除くほか受託者の責任で行うものとし、その経費は受託者の負担とする。